

保育料について（令和7年9月～）

令和7年9月からの保育料についての決定通知を送付いたしました。未申告の方および令和7年1月1日現在の住所地が豊前市以外にあり入所申込書に個人番号（マイナンバー）の記載のない方で、令和7年度市民税課税（非課税）証明書を未提出の方は前年度市民税額で仮算定しておりますので、早急に申告・証明書の提出をお願いいたします。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

| | |
|-------------------|-------------------|
| 令和6年度の市民税額に基づく保育料 | 令和7年度の市民税額に基づく保育料 |
|-------------------|-------------------|

○注意事項

- (1) 市民税所得割を計算する場合には、配当控除・外国税額控除・住宅ローン控除等の規定は適用されません。
- (2) 乳幼児の年齢は、4月1日時点の年齢になります。
- (3) 申し込み後の保護者の離婚・再婚・保育理由の喪失等は、届出が必要です。届出を出さないことによる不利益等は自己責任になります。（例）離婚でひとり親家庭になったが届出しなかったので保育料の減免が受けられなかった。
- (4) 令和元年10月より3歳以上児の保育料は無料となっています。

○保育料軽減措置（保育所）

①一部の多子世帯に対する年齢制限の撤廃

世帯の市民税所得割合算額が

- ①ひとり親、障害者のいる世帯は77,101円未満（第1階層から第4-2①階層）
- ②その他の世帯は57,700円未満（第1階層から第4-1①階層）の場合

支給認定保護者と生計を一にする者（注1）のうち年齢が上の順に第1子、第2子…とカウント

※上記以外の世帯は従来どおり支給認定保護者と同一世帯にいる小学校就学前までの子どものうち、年齢が上の順に第1子、第2子…とカウント

- ③市民税非課税世帯（第2階層）の場合、第2子以降は無料

（注）第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料です。

（注1）支給認定保護者と生計を一にする者（年齢制限はありません）とは

- ・同居の子ども（支給認定保護者が祖父母の場合は孫）
- ・勤務・就学・療養等の都合上別居している子ども（支給認定保護者が祖父母の場合は孫）

※余暇に帰省している、生活費・学費・療養費等を送金していることが必要

- ・同居はしているが養子縁組していない配偶者の連れ子や両親を亡くして引き取った甥・姪等などです。

②要保護世帯等（ひとり親、障害者のいる世帯）に対する特例措置

ひとり親、障害者のいる世帯は基準表の「月額（ひとり親等）」の欄を適用
なお、市民税所得割合算額が77,101円未満の場合、第2子以降は無料

【ひとり親等の減額の考え方】

- ・第2階層は無料
- ・第3-1、2階層は1,000円引きかつ半額（国の基準を超えない範囲）
- ・第4-1①、②、4-2①階層は半額（国の基準を超えない範囲）

豊前市保育施設使用料基準表（保育所・認定こども園：3号認定）

| 階層区分 ※表中「所得割」は 市民税所得割額の世帯合計 | 通常世帯 | | ひとり親等世帯 | |
|-----------------------------------|--------|--------|---------|--------|
| | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 1 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 市民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3-1 市民税均等割のみ | 12,000 | 11,500 | 5,500 | 5,250 |
| 3-2 所得割48,600円未満 | 16,500 | 16,000 | 7,750 | 7,500 |
| 4-1① 所得割57,700円未満 | 19,000 | 18,500 | 9,000 | 9,000 |
| 4-1② 所得割65,000円未満 | 19,000 | 18,500 | | |
| 4-2① 所得割77,101円未満 | 22,000 | 21,500 | 9,000 | 9,000 |
| 4-2② 所得割81,000円未満 | | | 21,000 | 20,500 |
| 4-3 所得割97,000円未満 | 25,000 | 24,500 | 24,000 | 23,500 |
| 5-1 所得割121,000円未満 | 28,000 | 27,500 | 27,000 | 26,500 |
| 5-2 所得割145,000円未満 | 31,000 | 30,000 | 30,000 | 29,000 |
| 5-3 所得割169,000円未満 | 34,000 | 33,000 | 33,000 | 32,000 |
| 6-1 所得割213,000円未満 | 38,000 | 37,000 | 37,000 | 36,000 |
| 6-2 所得割257,000円未満 | 41,000 | 40,000 | 40,000 | 39,000 |
| 6-3 所得割301,000円未満 | 44,000 | 43,000 | 43,000 | 42,000 |
| 7 所得割397,000円未満 | 56,000 | 55,000 | 55,000 | 54,000 |
| 8 所得割397,000円以上 | 72,000 | 70,500 | 71,000 | 69,500 |

※ の欄は年齢制限撤廃かつ第2子以降無料、 の欄は年齢制限撤廃

豊前市教育施設（幼稚園（新制度移行）・認定こども園等：1号認定）は無料です。

保育料の納付先および納付方法

認定こども園 園への納付になりますので、各園に確認してください。

公立及び私立保育園 豊前市への納付となります。原則、口座振替での納付になりますので、下記の金融機関窓口または、豊前市役所福祉課窓口にて銀行印・通帳をご持参のうえ、口座振替依頼書を記入し手続きを行ってください。
振替日は月末です。（金融機関休業日の場合は翌営業日）

※ゆうちょ銀行ご利用の場合は、専用口座振替依頼書がございますので福祉課までお越しください。

《取扱い金融機関》 福岡銀行、大分銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、福岡京築農業協同組合、
九州労働金庫、豊和銀行、ゆうちょ銀行

< 令和7年度 口座振替予定日 >

| 月 | 振替予定日 | 月 | 振替予定日 | 月 | 振替予定日 |
|----|-----------|-----|------------|-----|------------|
| 4月 | 令和7年4月30日 | 8月 | 令和7年 9月 1日 | 12月 | 令和7年12月25日 |
| 5月 | 令和7年6月 2日 | 9月 | 令和7年 9月30日 | 1月 | 令和8年 2月 2日 |
| 6月 | 令和7年6月30日 | 10月 | 令和7年10月31日 | 2月 | 令和8年 3月 2日 |
| 7月 | 令和7年7月31日 | 11月 | 令和7年12月 1日 | 3月 | 令和8年 3月31日 |

